



いまいま介護

vol. 2

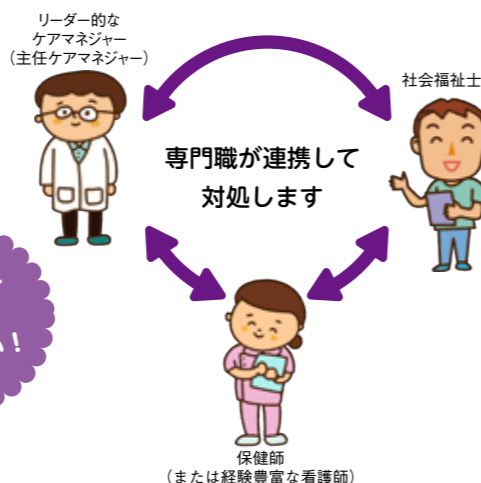
地域包括支援センターをご利用ください

地域包括支援センターでは、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で生活していけるよう相談などに応じています。

「地域包括支援センター」ってどんなところ？

地域で暮らす高齢者のみなさんを、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から総合的に支えるため、平成18年4月に設けられました。

地域包括支援センターでは「保健師」「主任ケアマネジャー」「社会福祉士」などが中心となり、互いに連携を取りながら『チーム』として総合的に高齢者のみなさんを支援します。



積極的にご利用ください！

こんな仕事をしています

介護予防ケアマネジメント業務

介護保険で要支援1・2の認定を受けた方や、新しい総合事業対象者となった方のサービスの利用について、相談やケアプランの作成を行います。また、支援や介護が必要となるおそれの高い人や自立した生活をしている人の介護予防事業についての相談、支援も行います。

総合相談支援業務

高齢者本人やその家族など介護に関する相談や心配ごとに対応します。その他、健康や福祉、医療や生活に関することなどなんでもご相談ください。

●地域包括支援センターのほか、下記の在宅介護支援センターでも相談を受け付けています。

| 機関名 | 住所 | 電話番号 |
|----------------------------|----------------|---------|
| 安芸高田市地域包括支援センター (社会福祉協議会内) | 吉田町常友 1564-2 | 47-1132 |
| 在宅介護支援センター 百楽荘 | 吉田町吉田 527-7 | 42-4112 |
| 吉田町在宅介護支援センター JA吉田総合病院 | 吉田町吉田 3666 | 42-5388 |
| 八千代町在宅介護支援センター レークサイド土師 | 八千代町土師 12251-1 | 52-3833 |
| 高美園在宅介護支援センター | 高宮町原田 380-1 | 57-1260 |
| 在宅介護支援センター甲田 | 甲田町下小原 3363 | 45-7777 |
| 向原在宅介護支援センター | 向原町坂 287-1 | 46-5500 |

お問い合わせ：健康長寿課高齢者生活支援係 電話・お太助フォン 47-1281

権利擁護業務

高齢者のみなさんが安心していきいきと暮らすために、みなさんの持つさまざまな権利を守ります。成年後見制度の紹介、高齢者虐待や消費者被害などの相談に対応します。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

みなさんを支える地域のケアマネジャーの後方支援や高齢者のみなさんにとってより暮らしやすい地域にするため、さまざまな関係機関とネットワーク作りに取り組んでいます。



健康いいカラダ

健康フェスタ2017が開催されます

健康長寿課 ☎42-5633
☎47-1282

安芸高田市では、「がん」の早期発見と早期治療を推進するため、例年健康フェスタで行っている健康チェックや展示、フッ素塗布等に加え、JA 吉田総合病院 産婦人科医師 岩沖靖久氏の講演「女性のための健康づくり」、認定特定非営利活動法人 中川圭氏による、病気があっても笑顔で長生きするためのヒントを学ぶ講演「みんな笑顔で長生きしようやあ」を予定しています。アルコールで悩んでいる方やご家族の方等の相談も行いますので、是非ご参加ください。詳細については、ポスターやチラシをご覧ください。

【日時】
6月11日(日) 10時～15時

【講演予定時刻】
■岩沖靖久氏：11時～12時 ■中川圭氏：13時30分～14時30分

【場所】
安芸高田市民文化センター クリスタルアージュ



国保



国民健康保険限度額適用(標準負担額減額)認定証の更新のお知らせ

保険医療課 ☎42-5619

現在使用されている認定証の有効期限は、原則7月31日になっています。

7月中旬までに、認定証が交付されている方を対象に案内と申請書を送付しますので、8月以降の認定証が必要な方は改めて申請を行ってください。

ただし、70歳以上で平成29年度の市民税が課税されている国保世帯の方に認定証は交付されませんのでご注意ください。

■申請に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)
- ・個人番号がわかるもの
- ・認印

■申請場所

保険医療課又は各支所窓口係

◎限度額適用(標準負担額減額)認定証とは

医療機関等を受診される際、窓口にて認定証を提示することで支払いが限度額までになり、また、市民税非課税の世帯の方は入院時の食事代が減額されます。

なお、認定証の適用区分は国保世帯の市民税の課税状況や所得額によって決定されます。

毎年8月に適用区分の見直しを行うため有効期限は原則7月31日となっています。

国民健康保険、後期高齢者医療のサービスについてわからないことがありましたら、保険医療課(☎42-5619)までお問合せください。

| 平成29年2月診療分一人当たり医療費(単位円) | | | |
|-------------------------|--------|--------|----|
| ※県内順位・・・県内23市町で医療費が高い順 | | | |
| | 安芸高田市 | 県平均 | 順位 |
| 全被保険者 | 25,910 | 25,729 | 14 |